

# 光コラボレーションモデルの「事業者変更」ってなあに？

(光コラボレーションモデルの契約方法と新たな契約形態である「事業者変更」について)

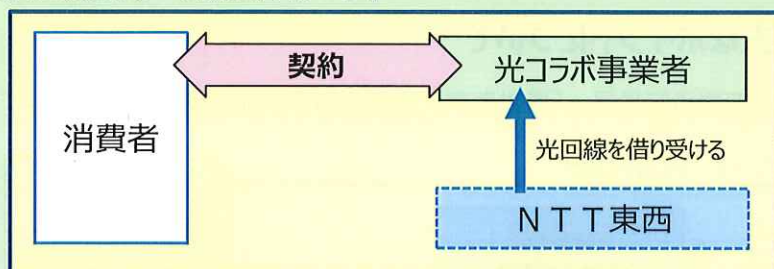
光コラボレーションモデル（以下、光コラボ）というインターネット（光回線）のサービス提供モデルについて、ご存知ですか？現在、NTT東日本・西日本（以下、NTT東西）から光回線を借り受けた「光コラボレーション事業者（以下、光コラボ事業者）」と呼ばれる多くの電気通信事業者が営業活動を展開していますので、その概要と契約方法（転用や事業者変更（じぎょうしゃへんこう）など）についてご説明します。

## 1. 光コラボレーションモデル（光コラボ）って何？



NTT東西から光回線を借り受けた電気通信事業者（光コラボ事業者）が、自社のサービスとしてオプションサービスと合わせるなどにより光回線（コラボ光）を提供するモデルのこと。

【光コラボのサービス提供イメージ】



※ 光コラボ事業者については  
下段のホームページアドレスをご参照願います。

<https://flets.com/collabo/list/>

(NTT東日本との卸契約事業者)

<https://flets-w.com/collabo/list/index.php>

(NTT西日本との卸契約事業者)

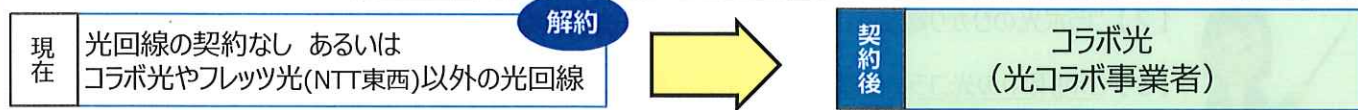
## 2. 光コラボ事業者の光回線（コラボ光）の契約方法にはどういった方法があるの？



光コラボ事業者が提供する光回線（コラボ光）の契約方法には【1】新規申込、【2】転用、【3】事業者変更の3つの方法があります。【3】事業者変更については、2019年7月に受付開始となります。

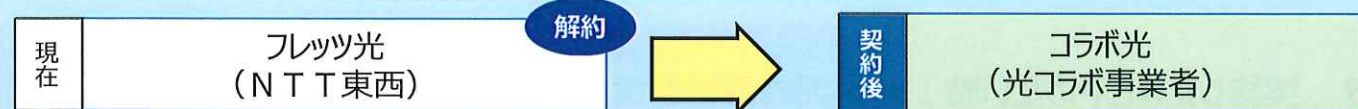
### 【1】新規申込

現在「光回線の契約がない」、あるいは、「コラボ光やフレッツ光(NTT東西)以外の光回線を利用」している消費者の方が、新たに**光コラボ事業者のコラボ光**を契約すること。



### 【2】てんよう 転用

NTT東西のフレッツ光をご利用中の消費者の方が、**光コラボ事業者のコラボ光**の契約に変更する手続きのこと。

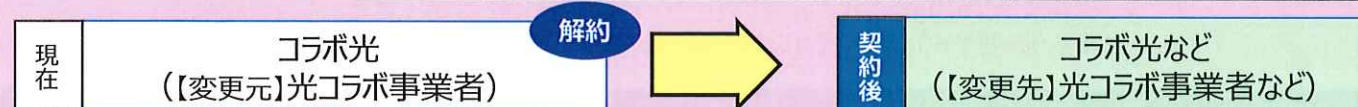


**2019年7月受付開始**

### 【3】じぎょうしゃへんこう 事業者変更

光コラボ事業者のコラボ光をご利用中の消費者の方が、**他の光コラボ事業者のコラボ光など**の契約に変更する手続きのこと。

※ NTT東西のフレッツ光への変更も含まれます



### 3. 「転用」と「事業者変更」の違いは？



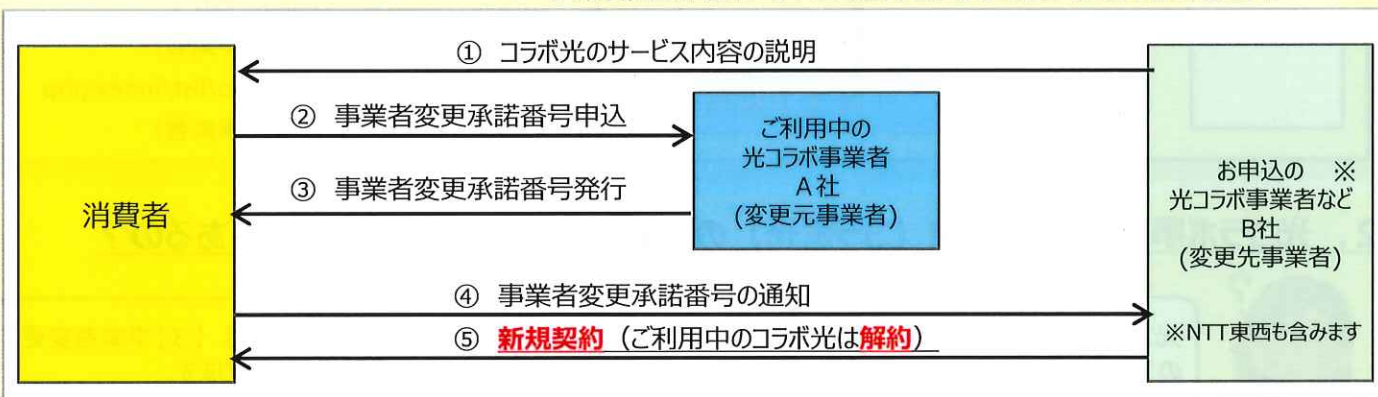
- 【1】 転用 : **フレッツ光**から**コラボ光**へ契約変更する手続き
- 【2】 事業者変更 : **コラボ光**から**他のコラボ光<sup>※</sup>**へ契約変更する手続き

転用は、消費者がご利用中の「**フレッツ光**」から、「**コラボ光**」へ契約変更する手続きのことですが、事業者変更は、消費者がご利用中の「**コラボ光**」から、**他のコラボ事業者の「コラボ光」<sup>※</sup>**へ契約変更する手続きとなります。

※ NTT東西のフレッツ光への変更も含まれます

### 4. 「事業者変更」の流れと実施に伴う主なポイントについて

(1) 事業者変更の主な流れ (イメージ) 事業者変更承諾番号 : 「事業者変更」を実施するために必要な番号



(2) 「事業者変更」の実施に伴う主なポイント

#### 主なポイント

- 【1】 現在ご利用中の**光回線設備はそのまま新たな工事は必要ありません。**
- 【2】 コラボ光のひかり電話をご利用の場合、**電話番号を継続してご利用可能。**
- 【3】 ご利用中の光コラボ事業者のコラボ光は**解約**、お申込の光コラボ事業者のコラボ光などは**新規契約**。  
(変更元事業者) (変更先事業者)

※: NTT東西のフレッツ光も含まれます

※ 事業者変更の概要については右記ホームページアドレス <https://flets.com/app10/kaiji/> (NTT東日本の光コラボHP)  
 ※ 詳細な提供条件や手続き等に関してはご利用中の光コラボ事業者やお申込みの光コラボ事業者にご確認ください。 <https://flets-w.com/collabo/change/about/> (NTT西日本の光コラボHP)

### 5. 契約したけどやめたい時 : 初期契約解除制度とは？



契約書面の受領日を初日とする **8日間が経過するまで**は、お申込の電気通信事業者との合意なく、**消費者の都合のみにより契約解除できる制度。**  
お申込の光コラボ事業者 (変更先事業者) などへの申し出が必要です。

※ 契約解除した場合、それまでに利用したサービス利用料や一定の工事費、事務手数料は支払う必要がありますが、それ以外の契約解除料 (違約金) を支払う必要がありません